

くまモンソーラーデータバンク実施要領

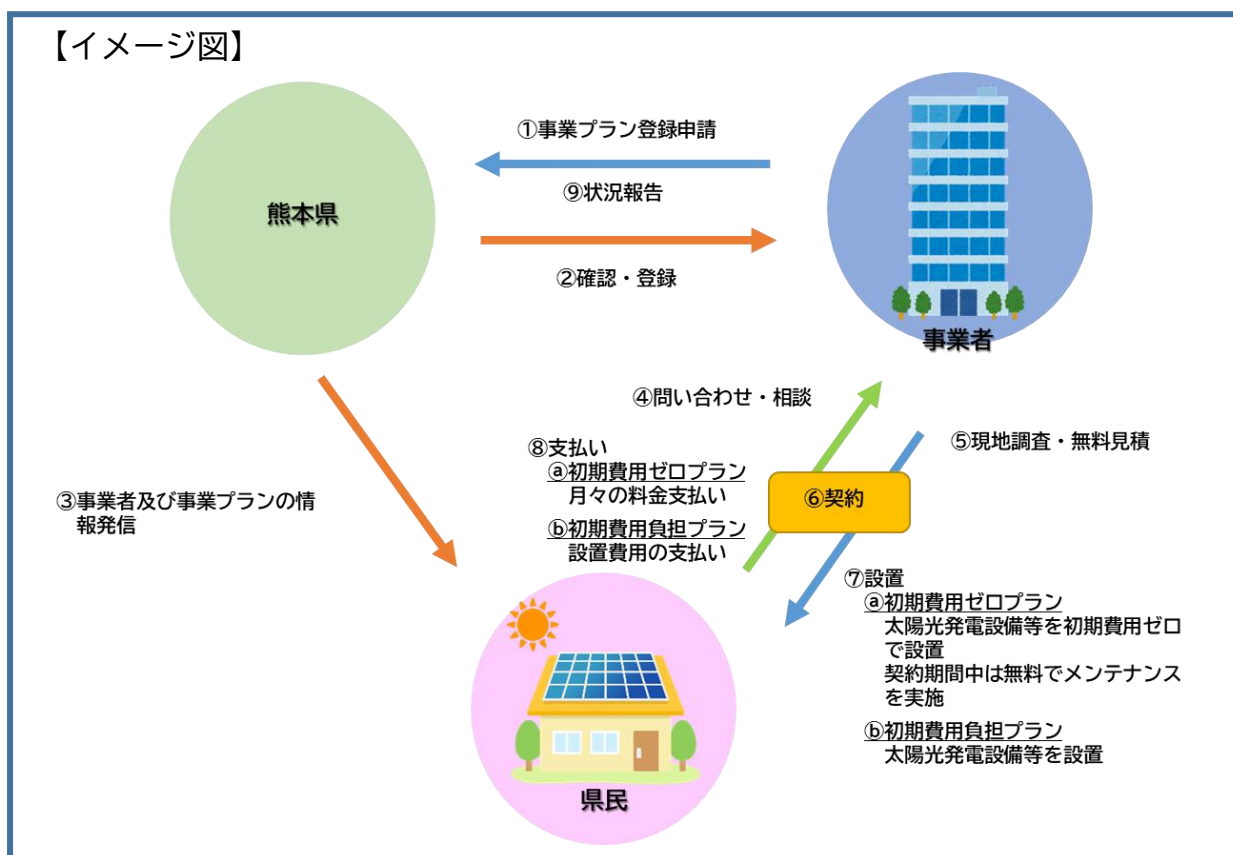
令和7年3月 熊本県エネルギー政策課

1 目的

「第2次熊本県総合エネルギー計画」で掲げている2030年度の再エネ発電量の割合を50%とする目標の達成には、更なる再エネ施設の導入が必要です。太陽光発電については、再エネの増加に加え、災害時の非常用電源確保や電気代高騰対策にもなる、自家消費型のルーフトップソーラー(屋根置き型太陽光発電設備)の導入を促進します。

2 事業の概要

県民の皆様がご家庭でのルーフトップソーラーの導入効果、メリット等を比較・検討いただけるよう、県が定める要件を満たす事業プランを募集し、事業者から提案された事業プランとその経済性をデータベース化し、情報をホームページ等で発信します。



※契約は事業者と住宅等所有者で直接行っていただき、個々の契約に県は関与しません。

また、県は設備等の設置に関する保証等いかなる責任を負うものではありません。

※初期費用ゼロプランは、太陽光発電設備等の導入時の初期費用が原則としてゼロとなるもので、月々の料金の支払いは発生します。

3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1) 住宅等

個人が自ら居住する住宅（住宅として使用される予定であるもの、集合住宅を含む。）及び小規模な事業所をいう。

(2) 太陽光発電設備等

太陽光発電設備、蓄電池、V2H（※）をいう。

※V2H（Vehicle to home）：電気自動車から家庭に電力を供給するコンバーター

(3) 電力販売（PPA）

住宅等に太陽光発電設備等を事業者が設置し、当該設備で発電された電気を住宅等所有者に販売し、設備使用の対価を含め「電気代」として支払うものをいう。

(4) リース

住宅等所有者が希望する太陽光発電設備等を事業者が設置し、発電された電気は住宅等所有者が使用又は売電する。住宅等所有者は、発電状況に関わらず、設備使用の対価を「リース料」として支払うものをいう。

4 募集する事業プラン

(1) 初期費用ゼロプラン

次の①から⑦までの事業プランの要件を全て満たす電力販売（PPA）、リース（※1）により、住宅等所有者の初期費用ゼロ（※2）で太陽光発電設備等を設置する事業プランを募集します。

※1 太陽光発電設備等の販売に係るものを除きます。

※2 住宅等の状況等によっては、改修費用等が発生する場合も想定されます。

- ① 太陽光発電設備等が故障した場合、契約期間中は事業者により、速やかに修理又は交換が行われるものであること。
- ② 原則として、契約終了後は事業者の費用により太陽光発電設備等の撤去を行うこと。但し、契約終了時に事業者及び住宅等所有者で協議の上、無償譲渡を選択できること。
- ③ 太陽光発電設備等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体の障がい又は財物の損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- ④ 住宅等所有者との契約期間が太陽光発電設備等の設置から5年以上であること。
- ⑤ 見積料を無料とすること。
- ⑥ 太陽光発電設備等が設備ごとに表1の設備要件を全て満たしていること。
- ⑦ 事業プランは表2の設備組合せのいずれかに当てはまること。

(2) 初期費用負担プラン

次の①から③までの事業プランの要件を全て満たし、住宅等所有者が初期費用を負担して太陽光発電設備等を設置する事業プランを募集します。

- ① 見積料を無料とすること。
- ② 太陽光発電設備等が設備ごとに表1の設備要件を全て満たしていること。
- ③ 事業プランは表2の設備組合せのいずれかに当てはまること。

表1 設備要件

設備名	内容
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たし、住宅等の屋根等への設置に適したもの ・発電出力（太陽光発電設備の日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）が10kW 未満であること ・停電時においても電力供給をする機能を有していること ・地絡検知機能を有していること ・系統連系できること ・未使用品であること ・パネル出力保証として公称最大出力80%以上を最低10年間無償で保証すること ・周辺機器保証が最低10年間無償であること ・設備メーカーは原則国内企業とし、国外企業の場合は、当該メーカーの日本法人があること
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時における最新の環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の補助対象設備等（※）であること又は当該設備と同等以上の性能を有するもの <p>※一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページ (https://zehweb.jp/registration/battery/) で確認できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置用リチウムイオン蓄電池で、蓄電容量が3kWh以上20kWh以下であること ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ・設備メーカーは原則国内企業とし、国外企業の場合は、当該メーカーの日本法人があること
V2H	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時における最新の経済産業省「CEV補助金」の補助対象V2H充放電設備等（※）であること又は当該設備と同等以上の性能を有するもの <p>※一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページ (http://www.cev-pc.or.jp/) で確認できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること ・系統連系できること ・未使用品であること

表2 設備組合せ

組合せ	内容
太陽光単体	住宅等に太陽光発電設備を導入すること
太陽光+蓄電池	住宅等に太陽光発電設備、蓄電池を同時に導入すること
太陽光+V2H	住宅等に太陽光発電設備、V2Hを同時に導入すること
太陽光+蓄電池+V2H	住宅等に太陽光発電設備、蓄電池、V2Hを同時に導入すること

5 事業者

事業プランを登録することができる事業者は、次の事業者の要件を全て満たす法人又は複数の法人の共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、複数の事業者全てが次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 県内に現に事業所(事務所)を有して事業を行っていること。この事業所(事務所)は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有していること。
- (2) 太陽光発電設備等の取引実績・施工実績が原則として、過去1年間に10件以上あること。
- (3) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) 次の申立てが行われていないこと。
 - ① 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- (6) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (7) 事業プランを的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること(債務超過の状態にある者でないこと)。
- (8) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (9) 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (10) 事業プランの太陽光発電設備等を確保し、滞りなく供給できること。
- (11) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者でないこと。

6 事業プランの登録申請等

(1) 申請事業者

単独の法人が行う場合は、当該法人から申請してください。複数の法人の共同事業体の場合は、代表事業者から申請してください。

(2) 申請書類

① 登録申請書類

申請者の事業プランに応じて、次の書類を提出してください。様式は県ホームページに掲載しています。

様式1（くまモンソーラーデータバンク登録申請書）

様式2（事業プランの内容）

様式3（設備一覧）

様式4（役員等氏名一覧表）

様式5（くまモンソーラーデータバンク登録申請に係る誓約書）

添付書類

ア 申請者の商業登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）

イ 申請者の直近の会計年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

ウ 事業プランに関する収支見込等

（4 募集する事業プランの(1)初期費用ゼロプランのみ）

なお、単年度又は複数年度において事業収支が成り立つ計画であること

※任意様式

エ 申請者の県税の納税証明書（未納税額がないことを記載したもので、発行日から3か月以内のもの）

オ 申請した事業プランの内容が分かるもの（チラシなど）

カ 使用する太陽光発電設備等が掲載された製品カタログ

キ その他県が提出を求めた書類

② 変更申請書類

事業者が登録した事業プラン（以下「登録事業プラン」という。）の内容を変更する場合は、「様式6 くまモンソーラーデータバンクに係る変更承認申請書」により申請してください。

③ 取下げ申請書類

事業者が登録事業プランの登録を取下げる場合は、「様式7 くまモンソーラーデータバンクに係る登録取下げ申請書」により申請してください。

(3) 申請受付期間

随時受け付けています。

(4) 申請方法

申請書類の電子データを以下提出先メールアドレスに提出してください。その際、メールの件名（題名）を「くまモンソーラーデータバンク登録申請書」としてください。なお、原本の提出が必要な申請書類（商業登記簿謄本及び納税証明書）は、以下提出先住所に持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留）してください。

※各資料のファイル名は、それぞれ申請書類のうちどの資料が分かるファイル名としてください。

(5) 申請書類の提出先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県 商工労働部 産業振興局 エネルギー政策課
Eメール：eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp

(6) 提出後の申請書類の取扱い

- ① 申請書類の返却には応じられません。
- ② 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。
- ③ 申請書類は、確認及び登録後の事業運営に使用します。
- ④ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負います。

7 登録等

県は、申請書類を確認し、本要領で示している要件を全て充足している事業プランを順次登録し、申請者に文書でその旨を通知し、県ホームページ等において、登録事業プランの事業者名や内容等を情報発信します。登録は申請書に不備がない場合、申請書の受領後1カ月程度で行いますが、申請状況や内容によっては時間を要する場合があります。また、内容確認の結果、登録できない場合があります。

なお、登録は「様式8 くまモンソーラーデータバンクに係る対応状況実績・報告書」が提出された場合に更新され、定められた期限内に提出されない場合は、削除するものとしてします。

8 事業プランの登録を受けた事業者の責務

(1) 業務

登録事業プランの見積依頼を受けた事業者は、原則として次の業務を行うこととします。

なお、①及び②については、無料で行ってください。

① 仮見積書（参考見積書）の提示

利用希望者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示してください。

② 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

利用希望者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を利用希望者に提示してください。

③ 契約締結及び工事施工等

利用希望者と太陽光発電設備等の設置・導入に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事等を行い、契約内容に基づいた対応を行ってください。

なお、太陽光発電設備等を設置・導入するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどの改修が必要となり、改修費用等が発生する場合や登録事業プランと異なる仕様の太陽光発電設備等を設置・導入する場合は、必ず事前に利用希望者と協議し、合意の上で契約を締結してください。

(2) 遵守事項

① 定期報告等

事業プランを登録した事業者は、毎年6月末までに前年度に実施した登録事業プランの成約状況等について、「様式8 くまモンソーラーデータバンクに係る対応状況実績・報告書」を県へ提出してください。なお、定期報告時に登録事業プランが変更となる場合は、定期報告をもって変更申請があったものとみなします。

また、定期報告に関わらず、登録要件の充足状況等の確認のため、県が確認を求めた場合には協力してください。

② 苦情、トラブル等

事業プランを登録した事業者は、住宅等所有者からの登録事業プランに対する問い合わせに誠実に対応してください。また、登録事業プランに関する苦情やトラブルに対しては、誠実に対応するとともに、改善に努めてください。

なお、県内での現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、事故等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告してください。

③ 普及への協力

事業プランを登録した事業者は、県内における普及啓発を行うため、県と連携した取組に協力してください。

④ 個人情報の管理

事業プランを登録した事業者は、問い合わせや現地調査等により取得した個人情報について、関法令を遵守し、適切に管理してください。

9 削除等

県は、登録事業プランの内容に虚偽、重大な誤りがあると認められる場合、事業プラン又は事業者の要件を満たさなくなった場合は登録を削除します。

また、上記「8 事業プランの登録を受けた事業者の責務」への対応が適切でないと認められる場合にも登録を削除します。

(例：事業者等に対する県民からの苦情やトラブルへの対応等が適切でなかったと認められる場合に県が改善を求めたものの、その改善が認められず、かつ同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合など)

なお、上記「8 事業プランの登録を受けた事業者の責務」における定期報告等について、事業者より期限内に必要な書類の提出がなかった場合も、削除を行います。

10 事業制度の見直し

県は、本事業の運用状況を勘案し、必要に応じて事業制度の見直しを行います。なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

11 免責

県は、事業者が行う取引や契約等に関与せず、事業者と県民との間で生じたトラブルや損害等について、いかなる責任も負わないものとします。また、事業者と県民との間で生じたトラブル等について、捜査機関等の照会があった場合、県は事業者に関する個人情報を含めた全ての情報を提供します。

12 問い合わせ先

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1
熊本県 商工労働部 産業振興局 エネルギー政策課
電話：096-333-2320（直通）
FAX：096-384-1760
Eメール：eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp